

2 章 地域の設定

1. 調査対象地域の設定

(1) 調査対象地域設定の趣旨

国会等移転審議会は、平成10年1月16日、第1段階の検討を終え、その後、現地調査も含めた詳細な調査を行う地域として大きくは2区分、実質的には3地域からなる「調査対象地域」を設定した。

(2) 検討の経緯

- ①国会等移転調査会報告（平成7年12月。以下、「調査会報告」という。）における選定基準をもとに、16の地域を検討対象地域とした（参考1参照）。
- ②次に、これら16の地域がそれぞれ有する性格を一定の項目ごとに整理した上で、これをもとに、詳細な調査（以下、「属地的調査」という。）の対象とするか否かについて検討を加え、以後に属地的調査を行うこととする地域を選び出した。
- ③さらに、②で選び出された地域をどのようにまとめていくかの審議を行い「調査対象地域」を設定した。

(3) 検討の対象となった16地域

- ①首都機能の移転先候補地の選定は、調査会報告で示された選定基準を踏まえて行うこととされている。このためまず、当該選定基準のうち現段階で客観的な指標により示すことのできるもの（参考2中、右表中欄「抽出条件」参照）を設定し、これらを満たす地域を検討対象とした（9地域）。

〔 宮城県地域（南部）、 山形県地域、 福島県地域
栃木県地域、 茨城県地域、 新潟県地域
静岡県地域、 岐阜県地域、 三重県地域 〕

- ②また、①の抽出条件のうち「東京から300km程度の範囲内」とする条件を満たさない300km圏外の地域にあっても、東京から鉄道で2時間半未満である等、その他の抽出条件を満たす地域を検討対象とした（3地域）。

〔 岩手県地域、 宮城県地域（北部）、 滋賀県地域 〕

- ③さらに、①、②以外にも、地方公共団体等が移転先候補地として表明している地域についても検討を加えることとした（4地域）。

〔 北海道千歳空港周辺地域、愛知県東三河南部地域、
愛知県西三河北部地域、 畿央高原地域 〕

(4) 特性の把握と絞り込み

①特性の把握

上記の 16 地域がそれぞれ有する性格を、東京との連携、空港や土地の状況、地元の意思など一定の項目ごとに整理した。

②絞り込み

その上で、上記(3)①の9地域は、調査会報告の選定基準を踏まえて設定した抽出条件のすべてを満たす地域であるが、このうち、北東方面の各地域ごと、あるいは中部方面の各地域ごとに、(4)①で整理された東京との連携の容易性等の観点から相互の概括的な比較を行うこと等により、当面、属地的調査を要しないと考えられる地域については、とりあえず属地的調査の対象とはしないこととした。

また、上記(3)②の3地域、③の4地域は、いずれも調査会報告の選定基準を踏まえて設定した抽出条件の全てを満たす地域ではないため、①で選び出された地域と比較して極めて優れた長所がない場合には、当面、属地的調査の対象とはしないこととした。

なお、①で選び出された地域と隣接している場合には、①の地域と一体として属地的調査の対象とすることとした。

こうした検討の結果、次の地域を属地的調査の対象とすることとした。

宮城県地域（南部）、 福島県地域、 栃木県地域、 茨城県地域 静岡県地域、 愛知県東三河南部地域、 愛知県西三河北部地域 岐阜県地域、 三重県地域、 滋賀県地域、 畿央高原地域
--

(5) 選び出された地域のまとめ方

①北東方面の各地域

上記(4)②で選び出された北東方面の各地域（宮城県地域（南部）、福島県地域、栃木県地域及び茨城県地域）は、豊かな自然条件を活かした整備が可能であること、東京との連携が容易であること等の点で共通の特性を有しており、また、開発可能地が比較的連続して存在していることから、必ずしも県境にこだわることなく全体を大きく「北東地域」として捉えることとした。

②中部方面の各地

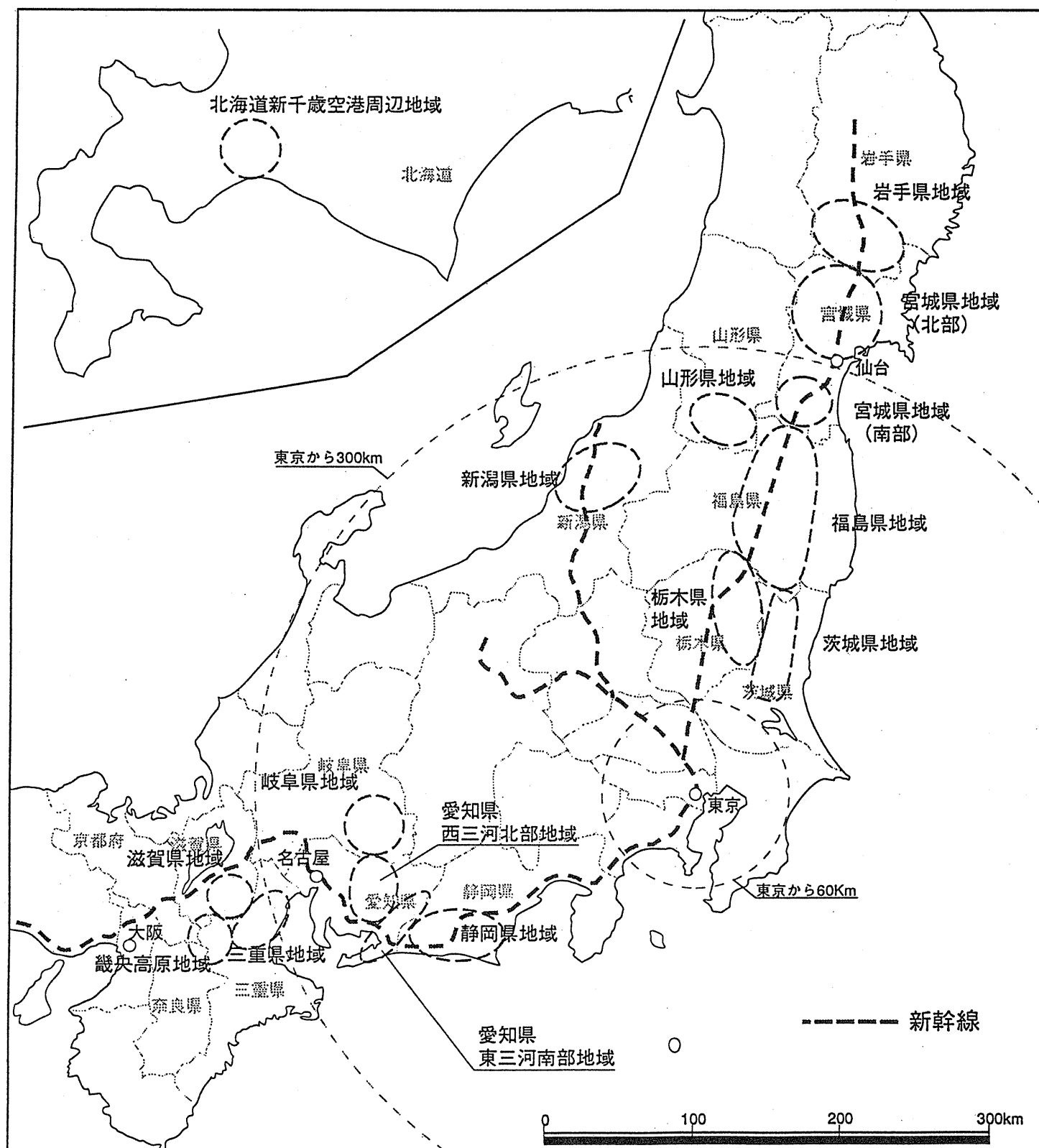
上記(4)②で選び出された中部方面の各地域（静岡県地域、愛知県東三河南部地域、愛知県西三河北部地域、岐阜県地域、三重県地域、滋賀県地域及び畿央高原地域）は、全国からの参集が容易な日本の中央に位置し、また、名古屋・京阪神との連携が容易である等の点で共通の特性を有している。

このため、必ずしも府県境にこだわることなく全体を大きく「中央地域」として捉えることが可能であるが、地域を個別にみれば、東京と名古屋の中間に位置する東海地域（静岡県地域、愛知県東三河南部地域、愛知県西三河北部地域、岐阜県地域）と、京阪神との連携も容易な三重・畿央地域（三重県地域、滋賀県地域及び畿央高原地域）とに区分することができる。

（６）調査対象地域の設定

上記（２）～（５）の審議の結果、「調査対象地域」は、参考３に示すとおり、２区分３地域に整理した。

調査対象地域の設定を審議する過程で検討対象となった16地域



※これらの地域の範囲は、選定基準に基づいて作業上抽出された「開発可能性のある土地」が多く存在している区域を中心として、社会的・自然的な一体性や地元地方公共団体等が表明している移転先候補地の区域を勘案し、簡略化しつつ、設定したものである。

選定基準の整理とそれを踏まえた抽出条件について

□国会等移転調査会報告選定基準の整理

1 日本列島上の位置 (1) 国内各地からアクセスする時間や費用に大きな不均衡を生じないこと
2 東京からの距離 (1) 東京からの日帰り圏内、具体的には東京からの新幹線等の鉄道利用で乗車時間2時間程度までが適当であることから、東京から概ね60km～300km程度の範囲 (2) 東京圏との連坦の可能性が高い地域を避けること (3) 東京と結ぶ複数の交通ルート及び複数の交通機関が選択可能
3 国際的空港の存在 (1) 欧米主要各国への長距離便にも対応可能な空港の存在 (2) 空港と都心との所要時間が概ね40分以内
4 土地取得の容易性 (1) 広大な開発適地の迅速かつ円滑な取得の可能性 (第1段階で2000ha、最終段階で最大9000haと想定) (2) 土地利用が低密度で、国公有地が活用可能であること
5 地震・火山に対する安全性 (1) 著しい地震災害が生じるおそれ強い地域は避けること (2) 東京との同時被災の可能性の少ない地域であること (3) 火山による壊滅的な災害が予測される区域を避けること
6 その他の自然災害に対する安全性 (1) その他の自然災害に対する安全性への配慮
7 地形等の良好性 (1) 極端な標高の高い山岳部や急峻な地形の多い場所は避けること (2) 景観への配慮
8 水供給の安定性 (1) 水供給の安定性の確保
9 既存都市との距離 (1) 政令指定都市級の大都市の圏域からの十分な距離の確保 (2) 中規模な都市と相互に連続して一体となった市街地形成の回避
(例外) 概ね300km程度の範囲を超える遠隔地の取扱い その他の選定基準に照らして、極めて優れた長所を有する地域を追加

□抽出条件及びその考え方

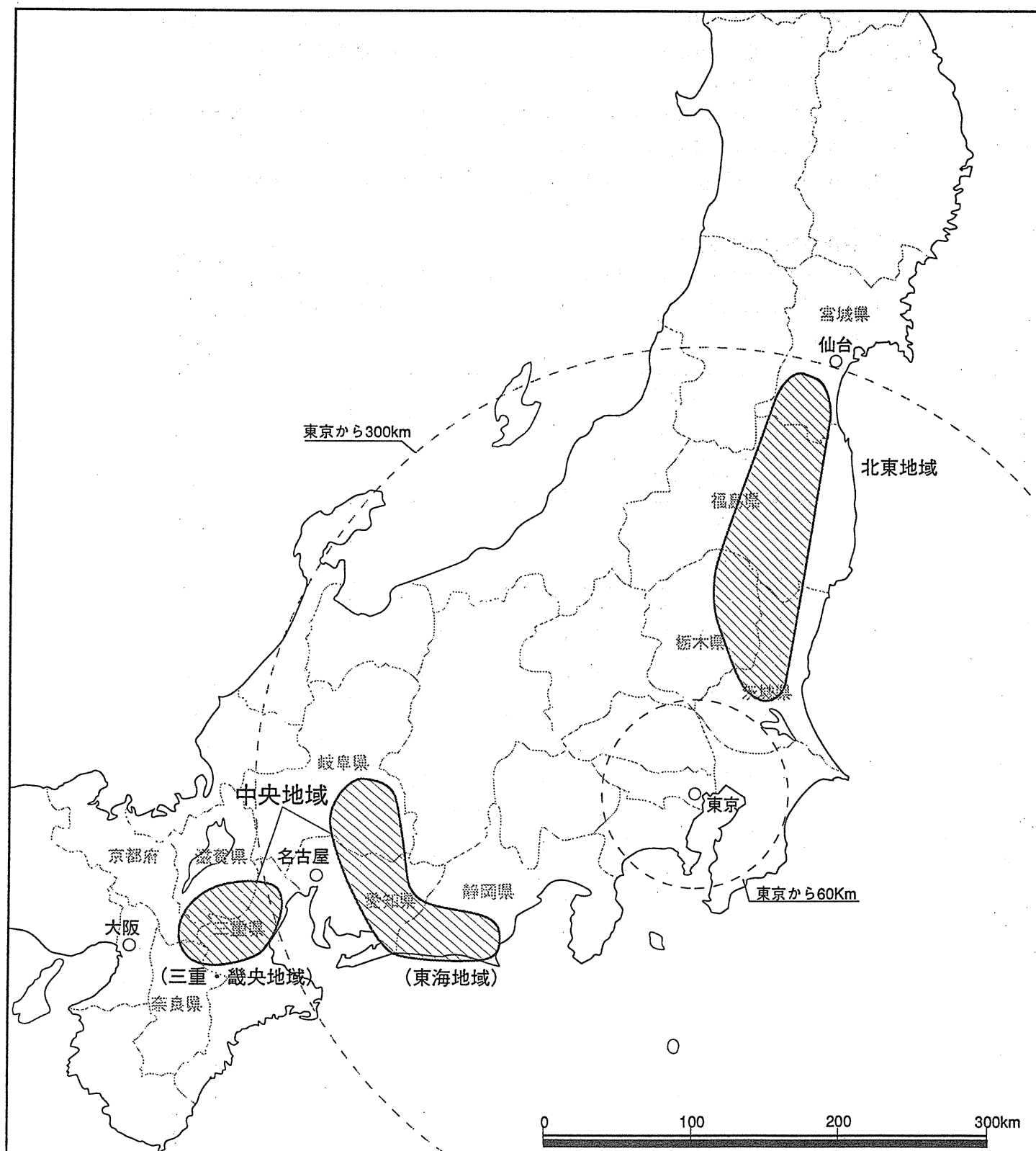
「移転先の位置の条件」に係る項目	(抽出条件)	(抽出条件設定の考え方)
1 日本列島上の位置	・全国からの参集時間が平均水準(偏差値50)以上	・平均水準以上であれば、全国からの参集に大きな不均衡は生じないとした
2 東京からの距離 (1) 概ね60～300km程度	・東京から概ね60km～300km程度の範囲 ・東京圏を除く ・東京から鉄道を用いて2時間30分未満	・調査会報告の記述による ・国会等移転法の記述による ・調査会報告の記述「乗車時間が2時間程度」から余裕をみて設定
3 国際的空港の存在 (1) 国際的空港の存在 (2) 都心とのアクセス概ね40分以内	・既存空港及び第7次空港整備5カ年計画において何らかの位置付けがなされている空港から60km以内	・調査会報告の記述により、概ね40分以内に到達できる範囲を、余裕を見て、空港から60km以内の地域として設定した
5 地震・火山に対する安全性 (2) 東京との同時被災の可能性	・関東大震災の際、東京と同時に震度6以上を記録した地域を除外	・過去の大地震も踏まえ、関東大震災時に震度6以上を記録した地域を、東京と同時被災の可能性のある範囲とした
9 既存都市からの距離 (1) 政令指定都市等からの距離	・政令指定都市の区域を除外	・政令指定都市と連坦を避けるため、少なくとも政令指定都市の区域を除外
「移転先の新都市の開発可能性」に係る項目		
4 土地取得の容易性 (1) 広大な開発適地	・4(2)、5(3)、7(1)を満たす土地(「開発可能性のある土地」)が、2000ha程度(1500ha以上)連坦し(※)、このうち農用地・保安林等の法規制地域を含まない土地が1000ha以上 ・上記の周辺地域(半径20km以内)に、自身を含み9000ha以上の「開発可能性のある土地」が存在	・国会都市として想定される2000ha程度の規模ということから、幅を持って1500haとし、少なくとも2000haの過半の1000ha以上の法規制のない土地がまとまって存在することとした ・国会都市を中心に数万haの圏域に小都市群が展開するというイメージから、余裕を見て20kmの範囲とする
(2) 土地利用が低密度	・都市的土地利用10%未満かつ人口密度150人/km ² 以下 ・自然公園特別地域、自然環境保全地域、植生自然度10～8、特定植物群落を除外	・既存の大規模都市開発事例における従前の状況から設定 ・自然環境の保全や希少な植生の存在を勘案
5 地震・火山に対する安全性 (3) 火山	・火山地を除外	・既往の火山噴出により生じた火山地は火山により壊滅的被害が懸念される
7 地形等の良好性 (1) 標高・傾斜	・標高500m以下 ・起伏量130m以下	・標高500m以下の地域に人口の98%以上が居住していることから設定 ・土地造成にあたって好ましくないこととされていること、既存事例により設定

(注) 抽出条件設定にあたって用いなかったものも含め、9つの選定基準については、調査対象地域候補案の抽出以降においても、より詳細な検討を行う。

(注) 抽出条件をすべて満たした(※)にいう一団の土地を「中心クラスター候補地」とよぶ。

(参考2)

調査対象地域の設定



2. 評価の対象とする地域

総合評価を実施するに当たっては、「総合評価の対象地域」を設定する必要がある。また、地形、土地取得、環境等の即地性の高い分野の評価項目については、一団の開発可能性に優れる土地の範囲（「検討地域」）及び国会都市の立地を想定する必要がある。ここでは、それぞれを次のように設定した。

なお、いずれの地域も総合評価を行うため想定した地域であり、実際に新都市を建設する際の新都市の範囲や国会都市の位置等を特定するものではない。

調査対象地域、総合評価の対象地域及び検討地域の関係は20、21頁参照

（1）総合評価の対象地域

総合評価の対象地域は、利用する空港の位置や道路、鉄道等の交通体系の計画及び整備の状況等を勘案して、新都市を建設し得る一体の地域として、次のとおり設定した。

宮城地域	
福島地域	栃木・福島地域
栃木地域	
茨城地域	
岐阜・愛知地域	
静岡・愛知地域	
三重地域	三重・畿央地域
畿央地域	

この際、府県にまたがる地域については、それぞれの府県の地域の歴史や文化、地理的条件、さらには地域相互の交流の状況などにも配慮した。

なお、この場合であっても、日常的な活動の一体性に配慮し、新都市の圏域内において、国会都市と中小都市間、主要な中小都市間の距離は鉄道等で概ね30分程度で連絡しうる範囲を想定した。

(参考)

総合評価の対象地域は、具体的には以下のような地域である。

宮城地域は、概ね宮城県白石市、角田市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町にわたる地域である。

栃木・福島地域は、概ね栃木県大田原市、黒磯市、那須町、西那須野町、塩原町、福島県白河市、須賀川市、表郷村、東村、中島村、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町にわたる地域である。

栃木地域は、概ね栃木県大田原市、黒磯市、那須町、西那須野町、塩原町にわたる地域である。

福島地域は、概ね福島県白河市、須賀川市、表郷村、東村、中島村、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、小野町にわたる地域である。

茨城地域は、概ね茨城県水戸市、笠間市、茨城町、小川町、美野里町、内原町、常北町、桂村、御前山村、友部町、岩間町、七会村、大宮町、山方町、美和村、緒川村にわたる地域である。

岐阜・愛知地域は、概ね岐阜県多治見市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町、笠原町、愛知県豊田市、藤岡町、小原村、足助町、旭町にわたる地域である。

静岡・愛知地域は、概ね静岡県浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、浜北市、湖西市、大須賀町、菊川町、大東町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、愛知県豊橋市にわたる地域である。

三重・畿央地域は、概ね三重県津市、上野市、鈴鹿市、名張市、亀山市、関町、河芸町、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町、滋賀県水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町、日野町、京都府南山城村、奈良県月ヶ瀬村、山添村にわたる地域である。

三重地域は、概ね三重県津市、鈴鹿市、亀山市、関町、河芸町にわたる地域である。

畿央地域は、概ね三重県上野市、名張市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町、滋賀県水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町、日野町、京都府南山城村、奈良県月ヶ瀬村、山添村にわたる地域である。

(2) 総合評価の対象地域とこれに含まれる検討地域

地形、土地利用規制状況、現存又は計画中の交通施設等に配慮しつつ、関係府県の表明地域との関係も踏まえ、一団の開発適地としての条件を有する土地の範囲を調査対象地域の関係府県ごとに検討地域として抽出した。その上で、総合評価の対象地域ごとの新都市の都市構造パターンをもとに、都市機能の配置、交通体系、土地に関する条件等に着目し、各地域ごとの新都市の構想の検討を通じて、総合評価の対象地域内に想定される検討地域を設定した。

なお、地形、土地取得等の即地性の高い分野の評価項目については、この地域ごとに評価を行うこととした。

検討地域の設定とその理由

地 域	検討地域	設定の理由
宮城地域	宮城－１、宮城－２ 宮城－３	東北軸に沿う検討地域を設定。
栃木・福島地域	福島－２、福島－３ 栃木－２	東北軸に沿い、新幹線駅や空港へのアクセスに優れる検討地域を設定。
福島地域	福島－１、福島－２ 福島－３	東北軸と常磐軸を結ぶ連絡軸に沿う検討地域を設定。
栃木地域	栃木－１、栃木－２	東北軸に沿う検討地域を設定。
茨城地域	茨城－１、茨城－２ 茨城－３	常磐軸に沿い、水戸、日立等の都市を取り囲む検討地域を設定。
岐阜・愛知地域	岐阜－１、愛知－１	東海環状道に沿う検討地域を設定。
静岡・愛知地域	静岡－１、静岡－２ 愛知－２	東名軸に沿う検討地域を設定。
三重・畿央地域	三重－１、三重－２ 畿央－１、畿央－３ 畿央－４	第二名神、名阪軸に沿う検討地域を設定。
三重地域	三重－１、三重－２	名阪軸に沿い、四日市、津等の都市を取り囲む検討地域を設定。
畿央地域	畿央－１、畿央－２ 畿央－３、畿央－４	名神軸と名阪軸を連絡する軸上に検討地域を設定。

(3) 国会都市を想定する地域

新都市ごとに設定した検討地域の中で、景観に優れ、また、土地の取得、交通アクセス等に問題が少ない等全般的な条件に優れる地域を基本として、地域ごとの新都市イメージの検討を通じて、国会都市の立地が想定される地域を設定した。

なお、ここでの想定は、総合評価を行うための設定であり、国会都市を特定しようとするものではない。

国会都市の想定と理由

地 域	国会都市を想定する地域	想定の理由
宮城地域	宮城－２	全般的な条件に優れ、地域のほぼ中央に位置し、東北新幹線白石蔵王駅に近い。
栃木・福島地域	栃木－２	景観、東京との交通条件をはじめ全般的な条件に優れる。
福島地域	福島－２	全般的な条件にやや優れ、地域のほぼ中央に位置し、福島空港に近い。
栃木地域	栃木－２	東京との交通条件をはじめ全般的な条件に優れる。
茨城地域	茨城－２	土地取得をはじめ全般的な条件に優れ、地域のほぼ中央に位置する。
岐阜・愛知地域	岐阜－１	景観、土地取得をはじめ全般的な条件に優れ、中央道と東海環状道の２つの交通軸の交差部に位置する。
静岡・愛知地域	静岡－２ 愛知－２	景観をはじめ全般的な条件に優れ、かつ隣接し、一体としての利用が可能である。
三重・畿央地域	畿央－１	全般的な条件に優れ、名神高速からびわこ空港を経由し名阪道に至る地域高規格道路と、第二名神の２つの交通軸の交差部に位置する。
三重地域	三重－２	景観をはじめ全般的な条件に優れる。
畿央地域	畿央－１	全般的な条件に優れる。また、名神高速からびわこ空港を経由し名阪道に至る地域高規格道路と、第二名神の２つの交通軸の交差部に位置する。

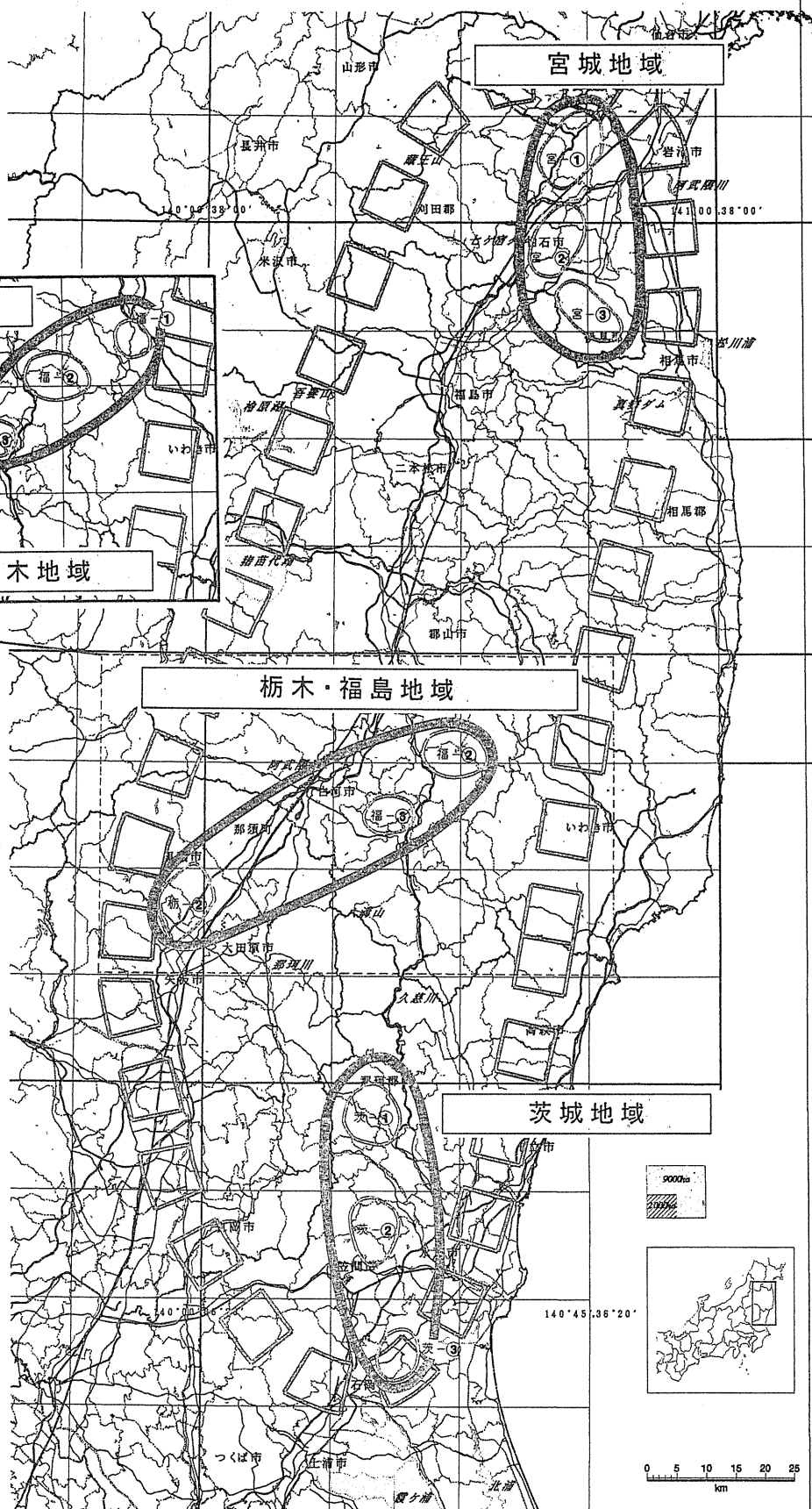
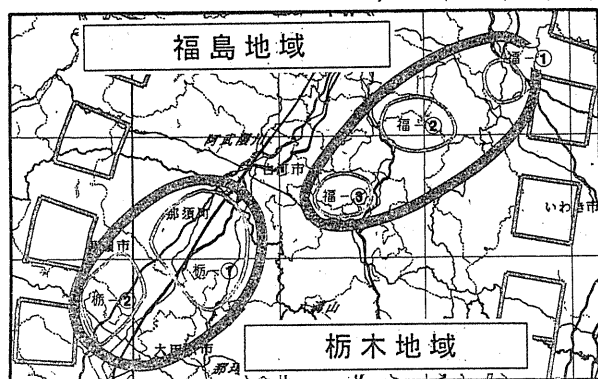
総合評価の対象とする地域（北東地域）

凡例

□□□ 調査対象地域

■ 総合評価の対象地域

□ 検討地域



総合評価の対象とする地域（中央地域）

